

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を、「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主、顧客、地域社会ならびに従業員などのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。また当社は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすとともに、企業として実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するために「アルプスアルパイン株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定し、当社ウェブサイトにて公開しています。(www.alpsalpine.com/j/ir/governance.html)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コード(2021年6月度改訂版)に基づいたコーポレート・ガバナンスの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、または事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却などの判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年、取締役会において検証しています。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるかを判断した上で議決権を行使します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社とが取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則で定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るものまたは会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則で定めています。

なお、当社は社内規定として、関連当事者管理規定を定め、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

【原則2 - 4-1 女性の活用促進を含む社内多様性の確保】

当社では、中核人材の登用等における多様性の確保は、企業価値の向上を図る上で重要であると考えています。

この認識に基づき多様性確保に向けた対応として、当社グループの人事指針における採用の考え方を国籍・性別・年齢等にかかわらず多様な人材を受け入れる事と明記し、目標を女性の管理職比率を2025年までに7%とすることと設定し、この達成に向け活動する過程の中で、外国人・中途採用者についても現状より増加させていく事としています。

併せて、当社社員制度の理念である人間性尊重の考え方に基づき、役割・能力・成果をベースとした社員制度を構築・運用すると共に、自己実現に向けた機会の提供や、キャリアデザイン支援を行っています。

なお、2022年3月31日現在での全管理職に対する女性・外国人・中途採用者の比率は次の通りです。

属性 管理職比率

女性 2.4%

外国人 1.2%

中途採用者 17.1%

また、ダイバーシティ、人材育成等に関する具体的な取組みについては、統合報告書における「人的資本(人財)経営」をご参照下さい。

(統合報告書、P.35掲載)

https://www.alpsalpine.Y29com/j/ir/pdf/annual/annual2021_j_reading.pdf

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者またはその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。

当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、経営戦略、中短期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明会資料、統合報告書で開示しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当報告書「1.1 基本的な考え方」や当社ウェブサイト、統合報告書で開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬決定の方針

当社は、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a) 監査等委員以外の社内取締役の報酬

当社は固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式で、監査等委員以外の社内取締役の報酬を構成しています。

業績連動賞与は、単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。譲渡制限付株式は、中長期の業績と連動する報酬として付与し、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みとしています。

b) 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬

当社は固定報酬のみで、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬を構成しています。

・報酬決定の手続き

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会及び監査等委員会であり、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)は取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬額を決定する事としております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の決定については、株主総会が決定する取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を委ねることができる事としており、これに基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬配分の具体的金額等の決定を報酬諮問委員会に委ねています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・指名の方針と手続

当社は、経営陣幹部を含む取締役に、十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役及び執行役員の選任基準を定めており、経営判断能力、先見性、洞察力などに優れ、遵法精神、高い倫理観などを有する人材を取締役候補及び経営陣幹部として指名・選任する方針としています。

指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて最高経営責任者の後継者計画の議論や取締役会の構成も踏まえ、取締役及び執行役員の候補者を選定し、取締役会に答申しています。

また、執行役員の選任基準に合致しないと判断した場合は、取締役会において解任を決定することとしています。

なお、取締役候補及び執行役員の指名・選任にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議を行っています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補の指名理由については、株主総会招集通知の参考書類において個々の理由を開示しています。

【補充原則3 - 1 - 3 . 経営戦略等開示におけるサステナビリティの取組みの開示】

サステナビリティの取組みの開示は、統合報告書及び当社ウェブサイトを通じて行っています。統合報告書では、事業マテリアリティに基づき、当社の価値創造として戦略、事業活動がどのようなアウトプットを出しているかを開示しています。

当社は、2022年度より始まった第2次中期経営計画にて、マテリアリティでもある「脱炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「人権の尊重」「ダイバーシティ&インクルージョン」「サステナブル調達」の5テーマをサステナビリティ活動の注力すべき領域とし、各本部・各部門が、その機能に沿ったサステナビリティ活動をそれぞれ主体的に推進していく体制としました。サステナビリティ推進委員会では、それら活動のPDCAを確認し支援しながら引き続き、重要課題解決の推進を担っていきます。

なお当社は、2020年度にTCFDへの賛同を表明し、その枠組みに基づいた開示を行っています。

統合報告書 2021 (https://www.alpsalpine.com/j/ir/pdf/annual/annual2021_j_reading.pdf)

価値創造詳細(統合報告書 P.10-11)

サステナビリティ活動全般(統合報告書 P.30 - 38)

気候変動対応(統合報告書 P.32-33)

サステナビリティ活動ウェブサイト <https://www.alpsalpine.com/j/csr/>

気候変動対応 https://www.alpsalpine.com/j/csr/environment/envi_prev.html

【補充原則4 - 1 - 1 . 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準などを設けて取締役会決議で判断・決定しており、これらの付議基準及び各取締役に委任する範囲を取締役会規則及び細則に規定しています。

また、経営の迅速化のため、取締役への重要な業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社のコーポレートガバナンス・ポリシーに定める社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準に基づき、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4 - 10 - 1 . 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。各諮問委員会の構成員は独立社外取締役が過半数を

占め、委員長は独立社外取締役が務めています。指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて最高経営責任者の後継者計画の議論や取締役会の構成も踏まえ、取締役及び執行役員の候補者を選定し、取締役会に答申しています。また、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会にて報酬諮問委員会にその決定を委ねる事を決議し同委員会にて決定しています。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社は取締役の主たるスキル・キャリア・専門性を一覧化したスキルマトリックスを作成し、株主総会招集通知や統合報告書等にて開示しています。また、取締役候補者及び執行役員の選任にあたっては、指名諮問委員会が当社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出に資する人材を知識・経験・能力・多様ななどのバランスを鑑みて取締役会に答申し、取締役会にて決定しています。なお、当社の取締役会は独立社外取締役5名を含む12名で構成されており、うち2名が他社での事業経験者となっています

スキルマトリックス(株主総会招集ご通知 P.25)

<https://www.alpsalpine.com/j/ir/meeting.html>

【補充原則4 - 11 - 2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書、統合報告書、コーポレートガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。

社外取締役 隠樹 紀子	株式会社ディスコ 社外取締役
社外取締役 東葎 葉子	コクヨ株式会社 社外監査役 マブチモーター株式会社 社外取締役(監査等委員)
社外取締役 五味 祐子	日本瓦斯株式会社 社外監査役 株式会社ローソン 社外監査役

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、株主、顧客、従業員並びに地域社会などのステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、実効性あるコーポレートガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づいて、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、2021年度アルプスアルパイン取締役会についての実効性評価を実施しましたので、以下の通り報告いたします。

< 2021年度 当社取締役会実効性評価結果の概要 >

1. 分析・評価の方法

取締役13名に対し、取締役会の規模、構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制、取締役等の指名・報酬制度の各項目について、記名式アンケートを実施しました。この結果を監査等委員会及び管理担当執行役員が分析し、課題を整理して取締役会に報告し、検証および今後の改善に向けた議論を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

<前年度から改善が進んだ主な項目>

- ・議案の事前確認制度
- ・内部統制を含めた管理体制
- ・監査等委員会からの提言

<今後改善を必要とする主な項目>

- ・事業ポートフォリオの在り方、ESG課題への対応、DXの活用による経営スピード改善など、取り組むべき課題の議論(時間・機会)
- ・上記課題をより適切に議論、評価する方法の整備と適切な付議基準の設定

3. 今後の対応等

今回、課題提起された内容を踏まえ、2022年度は、中長期的な企業価値向上に資する議論の機会の増加、付議基準の見直し、体制整備などを進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新などの研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、新任役員研修や役員研修会を年2回、開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また監査等委員である取締役は、関係外部団体に加入するなどし、監査等委員会による監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてそれらが主催するセミナーや研修を受講しています。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する重要な場と位置付けています。

(1) 株主との対話を重視する観点から、決算説明会や事業説明会、国内外の投資家との面談等には、代表取締役社長や管理担当役員などが合理的な範囲で出席し説明しており、継続的な対話を実施しています。

(2) 当社では、株主との対話(面談)は、経営企画室を窓口としており、株主の希望や面談の主な関心事項を鑑みて適切な面談者を決定します。なお、面談者の選定においては、社外取締役を含めて適切な面談者を決定します。

(3) 個別面談以外の対話の手段として、四半期毎の決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算発表会を実施しています。また、国内外の証券会社のカンファレンスを活用した会社説明会など、機関投資家との会話の機会を設けています。

(4) 株主との対話で得られた情報は、株主との対話窓口であるコーポレートコミュニケーション部がその内容を取りまとめ、取締役会などの経営会議を通じて経営陣や関連部門に報告されています。

(5) インサイダー情報の管理に関する規定に基づき、株主との公平な対話(面談)を含めたインサイダー情報の管理の徹底を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,837,300	21.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,863,500	10.06
アルプスアルパイン株式会社	12,076,076	5.50
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	4,256,400	1.94
J.P. Morgan Securities plc	3,871,515	1.76
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	3,632,300	1.65
大樹生命保険株式会社	3,591,000	1.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,909,688	1.32
日本生命保険相互会社	2,750,208	1.25
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE,	2,725,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、当社株式を所有している旨が記載されているものがありますが、2021年3月31日現在におけるこれらの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。その詳細につきましては、当社第88回定時株主総会招集ご通知の「2. 会社の現況」(1)株式に関する事項(2021年3月31日現在)をご覧ください。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

(1)株式会社アルプス物流について

株式会社アルプス物流は2022年6月22日に開催された同社株主総会にて同社取締役会の独立社外取締役が過半数となり、会計基準第7項における実質支配力基準から外れたため、持分法適用関連会社に異動いたしました。

同社は電子部品や車載電装品において高い物流品質を誇り、当社のサプライチェーンにも大変重要な役割を担っており、持分法適用会社への異動後もアルプスアルパイングループの一員として引き続き連携していきます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤江 直文	他の会社の出身者													
隠樹 紀子	他の会社の出身者													
中矢 一也	他の会社の出身者													
東葎 葉子	公認会計士													
五味 祐子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤江 直文			藤江 直文氏は、2018年6月まで、アイシン精機株式会社(現・株式会社アイシン)の代表取締役副社長を務められました。同社と当社および当社の連結子会社は、当社製品販売の取引実績はありますが、直近事業年度における取引金額は、当社の連結売上高の1%未満で少額なものです。	藤江 直文氏は、自動車業界で幅広く活躍され、車載事業への知見と、アイシン精機株式会社(現・株式会社アイシン)での豊富な経営経験を有する同氏は、取締役会において、車載事業を中心に当社経営に対し積極的に提言・助言を頂くなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切に役割を果たして頂いております。上記の理由から引き続き社外取締役候補者と致しました。また、同氏は、東京証券取引所および当社が定める「社外取締役基準」(4.補足説明参照)に照らし、同氏と株主の間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

隠樹 紀子				<p>隠樹 紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活動され、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い知見を有しており、取締役会において、的確な提言・助言を頂いております。上記の理由から引き続き社外取締役候補者と致しました。また、同氏は、東京証券取引所および当社が定める「社外取締役基準」(4.補足説明参照)に照らし、同氏と株主の間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
中矢 一也			<p>中矢 一也氏は、PHC株式会社、パナソニック株式会社、コニカミノルタ株式会社で業務執行者を努め、シャープ株式会社では非業務執行者を務めていました。なお、パナソニック株式会社およびコニカミノルタ株式会社と当社は、当社製品販売および仕入の取引関係がありますが、直近事業年度における当該企業との取引金額は、いずれも本社及び当社の連結売上高の1%未満で少額なものです。また、PHC株式会社と当社は、当社製品販売の取引関係がありますが、直近事業年度における当該企業との取引金額は、当社の連結売上高の1%未満で少額なものです。</p>	<p>中矢 一也氏は、長年にわたり企業における業務執行経験者として、豊富な経験・実績・見識を有し、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しています。また、同氏は、東京証券取引所および当社が定める「社外取締役基準」(4.補足説明参照)に照らし、同氏と株主の間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
東葎 葉子				<p>東葎 葉子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的知識・経験と幅広い見識を有し、この経験を活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しています。また、同氏は、東京証券取引所および当社が定める「社外取締役基準」(4.補足説明参照)に照らし、同氏と株主の間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
五味 祐子				<p>五味 祐子氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と政府関係機関の有識者委員、他企業の社外役員を務めるなど幅広い経験を有し、その経験を活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役に選任しています。また、同氏は、東京証券取引所および当社が定める「社外取締役基準」(4.補足説明参照)に照らし、同氏と株主の間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	2	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人に関する詳細につきましては、後掲の「内部統制のシステム等に関する事項」の「6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項」及び「7. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項」をご覧ください。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は、会計監査人に監査等委員会・監査等結果報告会などへの出席を要請し、会計監査報告を受けるとともに適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

・監査等委員会とコンプライアンス・監査室の連携状況

監査等委員会は、コンプライアンス・監査室より活動計画の報告を受け、監査テーマの選定などについて助言を行っています。また、当社グループとしては、グループ監査等委員会連絡会を定期的開催し、監査情報を共有しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名、解任及びその他の役員の選解任や、取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の役員の報酬などに関する事項について、客観性、透明性を高めると共に、コーポレート・ガバナンスの向上を目的に、取締役会の諮問機関として、任意の指名諮問委員会及び、報酬諮問委員会を設置しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。当社の社外取締役5名は、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社の社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準を満たしており、いずれも独立社外取締役になります。なお、当該取締役選任基準は以下の通りです。

「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性判断基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という。)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者

- 9.過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
- 10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- 注1:現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人(以下、業務執行者という。)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
- 注2:大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3:主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4:主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5:多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1)当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価(取締役報酬を除く。)が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
- (2)当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
- ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6:当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者)をいう。
- 注7:当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8:近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、監査等委員以外の社内取締役に對して、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しています。また、取締役の報酬制度については、後述の「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

- 2021年度のアルプスアルパイン株式会社に係る取締役の報酬などの内容は以下のとおりです。
- ・全取締役15名(うち社外取締役6名)の報酬などの総額は387百万円で、そのうち基本報酬は297円、賞与は47百万円、譲渡制限付株式報酬は43百万円です。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く)8名(うち社外取締役2名)の報酬などの総額は298百万円で、そのうち基本報酬は208百万円、賞与は47百万円、譲渡制限付株式報酬は43百万円です。また、そのうちの社外取締役2名の報酬総額は基本報酬のみで24百万円です。
 - ・監査等委員である取締役7名(うち社外取締役4名)の報酬などの総額は88百万円で、基本報酬のみです。そのうち、社外取締役(4名)の総額は49百万円です。
 - ・なお、2022年3月31日時点のアルプスアルパイン株式会社における取締役(監査等委員である取締役を除く)は7名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役(監査等委員)6名(うち社外取締役4名)です。また取締役(監査等委員を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれていません。
 - ・賞与は、2021年度における費用計上額を記載しています。
 - ・譲渡制限付株式報酬は、当事業年度における費用計上額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬決定の方針

当社は、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、従業員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の報酬の構成としています。

a) 監査等委員以外の社内取締役の報酬

当社は、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式で、監査等委員以外の社内取締役の報酬を構成しています。業績連動賞与は、単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。譲渡制限付株式は、中長期の業績と連動する報酬として付与し、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みとしています。

b) 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬

当社は固定報酬のみで、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬を構成しています。

・報酬決定の手続き

当社は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。

また、本年、報酬決定に関する手続きを見直し、今後、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬などの決定については、株主総会が決定する取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会に、その決定を委ねることとしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門が経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制を整備しています。また、当社の工場や子会社の視察、展示会の見学などを実施し、理解を深めてもらえるようサポートしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
片岡政隆	名誉顧問	地域社会活動や対外活動	非常勤、報酬無	2017/6/23	2023年6月23日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

1名

その他の事項 **更新**

名誉顧問の活動は、業界の冠婚葬祭や地域団体合会などが主体であり、当社からの委嘱業務はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役・取締役会・執行役員・執行役員会等

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成され、独立社外取締役が取締役会の1/3以上を占めています。取締役会では、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任を進め、業務執行状況の監査・監督を行う機関と位置付け、モニタリング機能の強化に努めています。

当社は執行役員制度を導入しており、営業、技術、生産、資材、品質、管理などの機能ごとの責任者としてチーフオフィサーを設置し、取締役会の重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及び担当執行役員に対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導・監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域やビジネスユニット別に執行役員を置いて事業担当マトリクス組織としています。各々の機動力を高め、事業領域やビジネスユニットの最適化を図るため、執行役員会などにおいて議論・審議を行い、迅速かつ的確な意思決定及び業務執行を行っています。

取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時でも開催し、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。決議事項については、取締役会規則・細則に基づき、法務、会計、税務及び経済合理性などについて事前確認を行い、取締役会決議の適法性及び合理性を確保します。また当社は、会社方針に基づき中短期の経営計画を作成し、取締役が出席する経営計画会議を年2回開催し、経営計画に関する審議と情報の共有化を図った後、取締役会の審議・決議を受ける体制になっています。これに従い、月次単位の業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図るため、重要事項については取締役会規則・細則に基づき取締役会に付議した上で、業務執行を行っています。

なお、取締役会に関するその他の事項は以下の通りです。

a) 取締役の定数

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内、また、監査等委員である取締役は7名以内と定款に定めています。

b) 取締役の選解任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

c) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 剰余金の配当等

当社は機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めていますが、現時点では、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。なお、当社は剰余金の配当の基準日を、期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日とする旨を定款に定めています。

2) 監査等委員会

監査等委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役員または従業員等が法的義務及び社内規定を遵守しているかについて監査するとともに、経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。2021年6月25日現在の監査等委員会は、非業務執行の取締役6名で構成され、そのうち4名が独立社外取締役です。委員長については、委員の互選により社外取締役から決定します。また監査等委員会の職務の補助者を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員6名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

3) 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名、解任及びその他の役員を選解任や、取締役(監査等委員である取締役を除く)その他の役員の報酬などに関する事項について、客観性、透明性を高めると共に、コーポレート・ガバナンスの向上を目的に、任意の指名諮問委員会及び、報酬諮問委員会を設置しています。

各諮問委員会の構成員は独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が務めています。指名諮問委員会は、取締役会の諮問を受けて最高経営責任者の後継者計画の議論や取締役会の構成も踏まえ、取締役及び執行役員の候補者を選定し、取締役会に答申しています。また、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会にて報酬諮問委員会にその決定を委ねる事を決議し同委員会にて決定しています。

4) 会計監査人

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は内部監査部門及び監査等委員会と適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

5) コンプライアンス・監査室

代表取締役社長執行役員の直轄組織として、コンプライアンス・監査室を設置しています。このうち内部監査の領域では、当社並びに電子部品事業セグメント及び車載情報機器事業セグメントに属する国内外の関係会社に対する内部監査を通じて、業務の有効性及び効率性を検証・評価しています。監査結果は取締役会及び監査等委員会に報告するなど、牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案も行っています。上場子会社であり、かつ物流事業セグメントの基幹会社である株式会社アルプス物流に関しては、グループ監査等委員会連絡会などにおいて、内部監査の実施状況などの監査情報及び課題を共有しています。

またコンプライアンスの領域では、企業倫理、法令、社会規範、グループ倫理規範及び社内規定を遵守するための業務の適正を確保するための体制の構築と運用の推進に取組むとともに、経営企画部門、法務部、人事部、総務部などの社内関連部門と連携して適法経営の充実を目指しています。

6) 経営企画部門(経営企画室、サステナビリティ推進室)

取締役会事務局、コーポレート・ガバナンス等経営全般に関する企画立案・推進、業績計画・管理、広報・IR・SR、CSR、及び環境保全活動などの機能を経営企画室とサステナビリティ推進室に集約し、各種活動を横断的に推進しています。更に、環境・社会・ガバナンスの視点から、持続的成長が可能な企業への変革を推進するために、人事・総務部門などの関連部門と緊密な連携を取り、効果的なサステナビリティ活動を推進すると共に、適切な情報開示ができるよう取り組みを強化しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会自身が行うとともに、業務執行者から独立した監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責務を負っています。また社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を確保するための牽制機能を持たせています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主への早期情報開示の観点から、東証及び当社ウェブサイトにて本年(2022年)は5月26日に招集通知の発送前開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は集中日を回避するため、本年度(2022年)は6月23日に行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主への議決権行使のため、招集通知の英語版(要約)を作成しています。本年(2022年)は和文と同様に5月26日に開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規や証券取引所のルールに則って、経営企画部門が主体となり、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行うとともに、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期並びに通期の決算説明会を開催し、コーポレートコミュニケーション部長やIR部門による説明を行っています。これらは、いずれも決算短信公表当日に行っています。また、その内容は、統合報告書、ウェブサイトなどで開示しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回を目処に、代表者及びコーポレートコミュニケーション部長、IR部門による海外機関投資家に対する個別面談を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にIR情報サイト(www.alpsalpine.com/j/ir/)を開設し、適時開示資料や決算説明会資料、株主通信のほか、IRスケジュールなどの閲覧が可能となっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化を目指し、経営企画部門内にコーポレートコミュニケーション部を設置し、その機能を担っています。	
その他	株主通信を株主宛に半期毎、発行・送付しています。また株主以外の方にもご覧いただけるよう、同内容を当社ウェブサイトにも掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念に謳った人と地球に喜ばれる新たな価値を生み出すための経営姿勢として「価値の追求」「地球との調和」「社会への貢献」「個の尊重」「公正な経営」を掲げています。企業理念、5つの経営姿勢を実現するために社員が心がける行動、会社としてのコミットメントとして「アルプスアルパイングループ倫理規範」を策定し、グローバルに展開し、ステークホルダーの立場を尊重した経営に取り組んでいます。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>< サステナビリティ活動 > 当社はマテリアリティに基づきESG各領域の施策を実行しています。特定したマテリアリティに対する施策は、機能本部・部門が、本年度から始まった第2次中期経営計画の中でKPIを定め、取り組みを進めています。また、特に注力すべきマテリアリティと認識した「脱炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「人権の尊重」「ダイバーシティ&インクルージョン」「サステナブル調達」については、サステナビリティ推進委員会の下、ワーキンググループ(WG)を設置し、活動を推進しています。同委員会は四半期ごとに開催され、取り組みの進捗状況確認や課題深耕を行うとともに、取締役会へ4回/年の定期報告を実施し、さらに重要案件については、随時審議、取締役会上程を行っています。なお、事業マテリアリティ及び事業ポートフォリオに関する戦略は、経営、事業、外部環境の変化に鑑みて毎年見直しを実施し、取締役会にて決議しています。</p> <p>< 環境保全活動 > 環境保全活動については、マテリアリティでもある「脱炭素社会の実現」「循環型社会の実現」をはじめ、化学物質管理、生物多様性の課題も含めて、取り組みを推進しています。「脱炭素社会の実現」「循環型社会の実現」に対しては、サステナビリティ推進委員会傘下のWGに関連部門が参画し、行動計画に沿って活動しています。「脱炭素社会の実現」においては、2050年のカーボンニュートラル実現を目指した活動を推進しています。使用するエネルギーの大半を占める電力を脱炭素化するために、「2030年までに使用する電力の全てを再生可能エネルギー由来とする」目標を設定し、RE100WGによる省エネの推進、太陽光発電設備の導入、再エネの調達等の取り組みを加速しています。「循環型社会の実現」においては、サステナブル開発WGによる環境負荷低減に配慮した製品開発の推進や、廃棄物・水WGによる資源の有効活用の検討を行っています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>各業務規定の中で、適時適切な開示を方針として定めています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、創業の精神(社訓)をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範(企業理念、経営姿勢、グループ倫理規範)、グループ経営規定を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス、及び環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用実績の概要は、次のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

- (1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
- (2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役(以下「独立社外取締役」といいます。)の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。
- (3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- (4)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- (5)当社は、当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

・当社は、グループ倫理規範を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定め、役員及び社員に対し、コンプライアンス教育などの社内教育によりその浸透を図っています。また、子会社などのグループ会社に対して、助言または支援を行うとともに、コンプライアンスの推進や内部統制構築などに関する活動を支援しています。

・取締役については、その選任基準に基づき、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会にて取締役候補者を選定し、取締役会の決議を経て、株主総会に提案しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役同様に選任基準に基づき、指名諮問委員会にて執行役員候補者を選定し、取締役会の決議により執行役員を選任しています。なお、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、各々取締役会の諮問機関として設置し、社外取締役が過半数を占める構成としています。

・2021年度は、臨時を含めた取締役会を13回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役・執行役員から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当執行役員及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。また、監査等委員会は、2021年度に臨時開催を含め計14回開催しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
- (2)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、取締役会規則・細則並びに執行役員会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会及び執行役員会の運営などを明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定などに基づき、情報の管理を行っています。また当社は、上場会社を含む子会社より、経営管理規定に基づき、グループ経営上の重要事項について、報告を受けています。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また当社子会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

・当社は、リスク管理の基本方針の下、リスク管理規定などの規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

また、拠点及び拠点所在地域において、事業活動の停止及びその可能性がある事象が発生した際は、全社危機管理対策本部を設置し、対応方針、施策、計画の検討と決定を行います。

・当社子会社においては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備し、経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役および執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動すると共に、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、執行役員制度を導入しており、営業、技術、生産、品質、管理などの機能毎の責任者としてチーフオフィサーを設置しています。そして、取締役会の重要な業務執行の決定を委任された取締役が、チーフオフィサー及びその他機能毎の担当執行役員に対して、当社並びに各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。また、機能別組織に加え、事業領域毎に選任された事業担当執行役員が事業軸でのマネジメントを担い、各々の事業の最適化に向けて取り組みを推進しています。

・当社は、3年毎に中期経営計画、毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期毎に経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、取締役及び執行役員は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会及び執行役員会にて毎月報告しています。

・社外取締役間の情報共有を目的として社外取締役連絡会を四半期毎に開催し、各々の専門性を越えた意見交換の場として活用しています。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

(1)当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。

(2)当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。

(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度(以下「倫理ホットライン」といいます。)を整備し、通報窓口を定期的に周知します。

(4)当社の内部監査部門は、当社並びに当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。

(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

・当社は、グループ内における取引について、グループ会社価格基準に基づき、適正な取引を行っています。

・当社は、内部通報制度として倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報や社内ポータルサイトのホームページなどで通報窓口などについて社内への周知をしています。倫理ホットラインの運用状況について管理担当執行役員が定期的に取締役会に報告しています。

・内部監査部門は、中期及び年次の内部監査計画に基づき、当社の各部門・拠点並びに当社子会社に対する内部監査を実施し、その結果を取締役会と監査等委員会に報告しています。

・監査等委員は、国内の子会社の社長や監査役などと面談(2021年度は6回)を行っています。また、海外子会社の社長などとWeb会議を利用したリモート監査を実施し、現地の状況や事業計画の遂行状況、課題などの把握をしたうえで、助言や提案を行うとともに関連部門にフィードバックしています。なお、内部統制上の課題を認識した場合には、必要な改善要請を行って、是正に向けた全社的な取り組みにつなげています。

6. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ(以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。)を配置します。

【運用状況の概要】

・当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、経営企画、法務、コンプライアンス、経理、会計などの知識、能力、職務経験などを有する専任の監査等委員会スタッフを3名配置しています。

7. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

(2)当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

・当社は、専任の監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず、監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は監査等委員会の同意等の下において実施しています。

8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。

(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・当社は、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

9. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。

(2) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が当社の監査等委員会に報告できる体制として、倫理ホットライン制度を運用、周知しています。

・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当執行役員、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。

10. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】

・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員などが倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。

(2) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。

(3) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

(4) 監査等委員会の委員長は、社外取締役を選定しており、監査等委員会の他に、委員長、常勤監査等委員、内部監査部門等との打合せを定期的に行い、業務執行状況や内部統制システムの運用状況を恒常的に監視し、意見交換できる体制としています。

【運用状況の概要】

・監査等委員は、取締役会や経営計画会議などの重要な会議に出席する他、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。

・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記し、監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。

・監査等委員会は、会計監査人と監査等結果報告会等(2021年度は5回)を定期的に行い、また、随時打合せを行っています。内部監査部門とは毎月の会合やグループ監査等委員会連絡会(2021年度は2回)などを定期及び随時に開催し、情報や課題を共有しディスカッションを行っています。

12. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は財務報告の適正の確保に係る内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察など外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示体制の概要

1. 開示担当組織の整備状況

(1) 適時開示における情報取扱責任者はコーポレートコミュニケーション部長とし、適時開示規則への照会はコーポレートコミュニケーション部が

担当しています。

(2) 子会社を含め社内外で発生した会社情報は、管理部門における各部門が情報の所轄部門より事実の収集と共有化を図っています。

(3) 決算に関する会社情報は、管理担当取締役が四半期毎の決算の経過と確定について取締役会に報告し、決議を行っています。

2. 適時開示手続きの整備状況

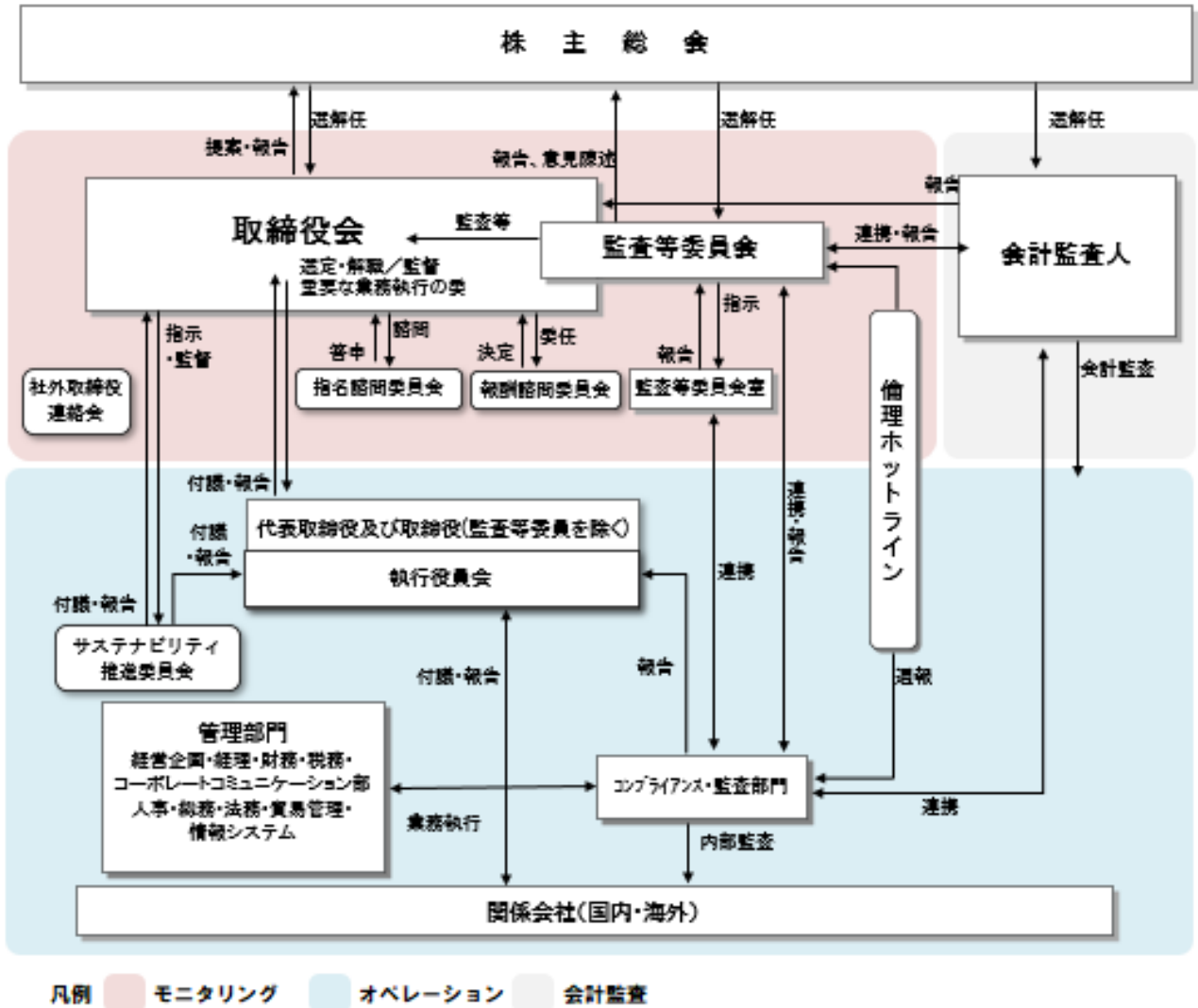
(1) 取締役会において審議される会社情報は、コーポレートコミュニケーション部長によりその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示されま

す。

(2) 社内外で発生した会社情報は、コーポレートコミュニケーション部長及び情報発生元の取締役・執行役員(もしくは責任者)により取締役会等で議論の後、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示されます。

(3) 決算情報は、管理担当取締役から取締役会への報告を経て、当該情報を経営企画部門と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しています。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役、連結対象会社の責任者などへ電子メールにより報告されており、かつ当社ウェブサイトでも速やかに公開されています。

【当社コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示に係る社内体制】

